

行政財産目的外使用許可事務取扱要領(抄)

第1 使用許可の範囲

1 使用許可の対象

行政財産の目的外使用許可のできる相手方及び使用目的については財務規則(昭和42年規則第2号。以下「規則」という。)第187条各号に規定されているが、この適用に当たっては次の事項に留意のうえ運用すること。

(1) 職員、学生、入院患者等当該行政財産を使用する者のために厚生施設の用に供する場合(規則第187条第1号)

ア 「厚生施設」とは、それらの施設に付帯することが通例と考えられ、当該施設の機能又は効率の向上のために使用許可を必要とするものであって、食堂、売店、休養室等の使用目的によってのみでなく、利便の程度、良質廉価等からも職員等の福利に寄与できるものであること。

なお、外来者等の利用に供することを意図した利便施設はこれには当たらない。

イ 使用許可の相手方は、その施設の運営に直接たずさわる者であり、転貸等は認められないものである。

ウ 自動販売機の設置については、自動販売機に係る行政財産貸付事務取扱いについて(通知)(平成21年12月10日付け21管第230号)により取り扱うこと。

(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合(同条第2号)

ア 「その他公共団体」とは、土地改良区、土地区画整理組合等の法令の規定に基づいてその存立の目的を与えられている法人で、目的が公共性をもち、かつ、一般的には公権力行使の権能があり、目的遂行が義務づけられている団体をいう。

なお、地方独立行政法人も、「その他公共団体」に含まれるものであること。

イ 「公共的団体」とは、産業経済団体(農業協同組合、漁業協同組合、商業協同組合、生産組合、水利組合、森林組合、生活協同組合、浄化槽組合、衛生管理組合、食品衛生協会、計量協会、LPガス協会、保安協会、設備協会、施設協会、事業協会、観光協会、調理師会、獣医師会、猟友会、建築士会、工業会、商工会議所等)、社会事業団体(日本赤十字社、交通安全協会、安全運転管理者協会、自家用自動車協会、消防協会、防犯協会、防疫協会、山岳遭難防止対策協会、国際交流推進協会、職業能力開発協会、障害者福祉協会、社会就労センター、社会奉仕団、ひとり親家庭福祉会、里親連合会等)、文化事業団体(青年団、婦人会、教育会、研究会、科学振興会、発明協会、統計協会、図書館協会、スポーツ協会、青少年育成会、保護者会、県立学校同窓会、文化連盟、体育連盟等)、行政関連団体(町村会、社会福祉協議会、教育委員会連絡協議会、公民館運営協議会、農業委員会協議会、農業会議、土地改良連合会、森林林業振興会、土木振興会、河川協会、治水砂防協会、土地開発公社、農業開発公社、林業公社、道路公社、住宅供給公社等)、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人など公共的活動を営む団体をいう。

なお、これらの団体は法人であるか否かを問わない。

ウ 「公益を目的とする事業」とは、次の各号に掲げる種類の事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

(ア) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業

(イ) 文化及び芸術の振興を目的とする事業

(ウ) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

(エ) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

- (オ) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
 - (カ) 公衆衛生の向上を目的とする事業
 - (キ) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (ク) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
 - (ケ) 教育、スポーツ等を通じて県民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (コ) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
 - (サ) 事故又は災害の防止を目的とする事業
 - (シ) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
 - (ス) 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
 - (セ) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
 - (ソ) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
 - (タ) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - (チ) 県土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 - (ツ) 県政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - (テ) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (ト) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による県民生活の安定向上を目的とする事業
 - (ナ) 県民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
 - (ニ) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
 - (ヌ) まちづくりの推進、観光の振興、農山漁村若しくは中山間地域の振興又は情報化社会の発展を目的とする事業
 - (ネ) 前各号に掲げるもののほか、知事が公益に関する事業として認めるもの
- (3) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することが必要やむを得ないと財産管理者が認める場合（同条第3号）
- 公益事業の目的は、社会生活又は当該地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供であって、「その他公益事業」とは、郵便又は電気通信の事業及び医療又は公衆衛生の事業をいう。
- なお、観光用運送施設、農業用水道施設等の事業はここでいう公益事業には該当しない。
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合（同条第4号）
- 「応急施設」とは、収容施設のみでなく応急措置を実施するために必要な諸施設を含む。
- なお、使用許可の相手方は何人であるかを問わない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、財産管理者が特に必要があると認める場合（同条第5号）
- この適用を例示するとおおむね次のとおりである。
- ア その使用許可を認めなければ、当該施設の機能あるいは効用が発揮できない場合
 - イ 県の事務事業の委託契約等の履行（第1—3—(5)に該当するものを除く。）又は県の施策の推進上、使用許可の必要が認められる場合
 - ウ 当該財産の所在場所又は位置的関係から、その使用許可がやむを得ないと認められる場合
 - エ 公共的団体その他の者において、公益を目的とした事務又は事業の用に供するために使用する場合
 - オ 当該財産を寄付した等の縁故を有する者において、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事務、事業の用に供する場合等で、使用許可がやむを得ないと認められる場合
 - カ 地域の活性化に寄与することを目的とし、庁舎駐車場等を一時的に使用させる場合
 - キ 当該施設の管理に支障のない範囲内で、庁舎会議室等を一時的に使用させる場合

2 使用許可の適用基準

第1—1（使用許可の対象）に適合し使用許可ができるとされるものであっても、次のいずれかに該当する場合は、原則として使用を許可しないこと。

- (1) 使用目的に掲げられた事務事業の用に直接に供されるとは認めがたい場合
- (2) 使用許可の面積又は期間が、事務事業の内容（使用目的）からみて必要最小限とは認めがたい場合

県の事務室の一部を通常の事務に供させる場合は、常駐の職員1人につき3.3㎡が適当であること。また、一室を単位として事務室の用に供させる場合（一室を複数の団体のみで使用しており、県機関や県職員がいない場合を含む）は、常駐の職員1人につき13.2㎡以内を標準とすること。

- (3) 県が公用又は公共用に使用しているときと同じ状態で使用させるものであるが、使用許可が終了した後、原状に復することが容易でないと認められる場合
- (4) 使用目的が建物その他堅固な施設（大規模な地下埋設物を含む。）の敷地である場合又は建物の大部分が使用許可の対象となる場合

なお、使用させることがやむを得ないと認められる場合は、用途廃止をし、普通財産としての貸付け又は売却等の方法を検討すること。

3 使用許可の対象にしない事案

次に掲げる事案は、県の事務、事業の遂行のため又は契約履行の場所として、県が当該施設を提供するものであり、目的外使用とはみなさないものとする。

なお、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に該当する場合は、必要となる光熱水費等の取扱いについて、契約書に明記しておくこと。

- (1) 新聞記者室
- (2) 指定金融機関の業務に必要な範囲の事務室
- (3) 県職員が兼務することにより構成されている団体等の県職員が使用する部分
- (4) 行政財産の管理委託契約による委託財産のうち、管理委託した事務事業を行うために必要な部分
- (5) 行政財産に係る業務委託（清掃作業、機械器具の保守点検作業、ホストコンピュータ等の保守管理業務及び食事を提供させる業務等の委託をいう。）に伴い、受託者が業務を遂行するため最小限必要であると認められる部分で、かつ、委託契約書に明記されている部分
- (6) 公衆電話委託契約による電話の設置場所
- (7) 県が発注する工事請負契約の履行のため、請負業者が当該現場内に設置する工事現場事務所の部分（財産管理者と予算執行者が同一の場合又は施設課が予算を執行する場合に限る。）
- (8) 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣業務契約により派遣業務を行うために必要な部分

4 その他

行政財産を他の財産管理者に使用させる場合には使用承認によること（使用が長期間にわたるものについては、所管換とすること。）。